

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月1日

三川町長 阿 部



記

1. 町内区域における人・農地プランの地区数
15地区
2. 人・農地プランを作成又は更新（決定）した年月日
令和4年2月18日
3. 地区内の耕作面積等
別紙のとおり
4. 集落での話し合い結果
テーマ「離農することになった場合の地域での取り決めについて」